

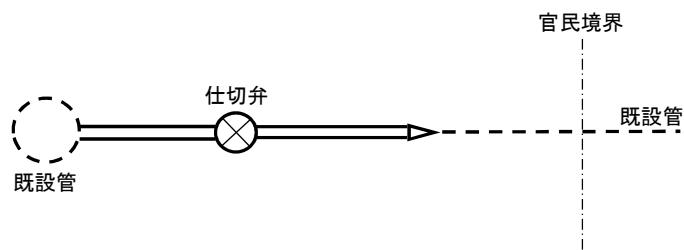
## 第6章 給水工

配水管更新工事に伴う給水管の接合替えは原則として官民境界まで行うものとし、下記事項による他、「宗像地区事務組合水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」に準拠し施工する。

原則として、1敷地に1取出しとし、呼び径200mm以上の配水管からの取出しはできないものとする。ただし、呼び径150mmの配水管から取出しを行なわなければならない場合は、協議により決定する。

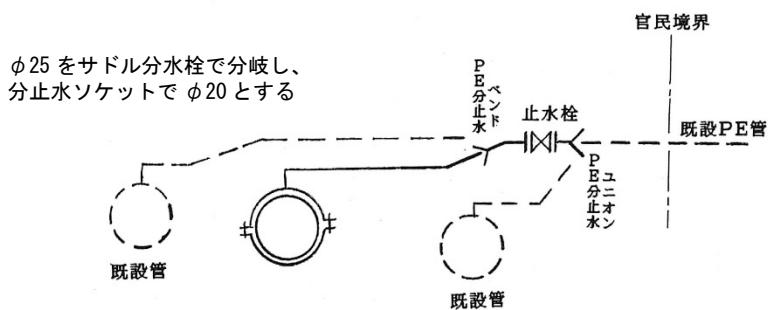
### (1) 給水管口径が25mmを超える場合

- ・配水管からは丁字管で分岐するものとし、取出し箇所から既設管接続するまでの間に維持管理用の仕切弁を設ける。
- ・取出し管の最小口径は50mm以上とし、口径縮小が必要なときには仕切弁から先で行う。
- ・口径50mmの管種はH I V Pとし、それ以上の口径はダクタイル鋳鉄管とする。



### (2) 給水管口径が25mm以下の場合

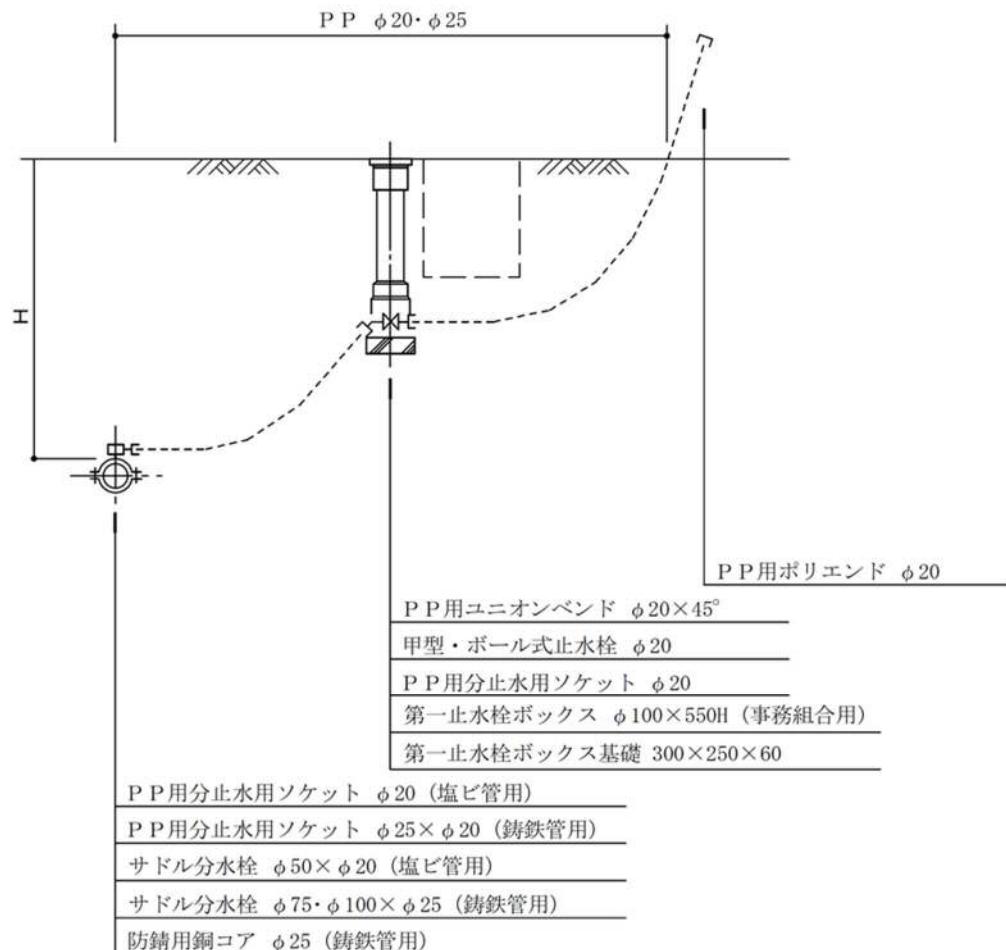
- ・配水管からはサドル分水栓で分岐するものとし、公道内の官民境界付近に維持管理用の第1止水栓を設ける。
- ・給水管の最小口径は20mm以上とし、その材質はポリエチレン管(2層管)とする。
- ・ダクタイル鋳鉄管からサドル分水栓で分岐するときは、給水管25(20)mmの場合は30(25)mmのサドル分水栓で分岐し、分止水用ソケットで25(20)mmとする。



#### 【給水管使用材料の目安】

- 昭和51年以前：鉛管
- 昭和52年以降：水道用ポリエチレン1層管
- 平成5年以降：水道用ポリエチレン2層管

## 給水管取出標準図



※ 給水管取出し位置・止水栓ボックス位置等は、協議の上で決定とする。